

●香川県告示第287号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成20年6月17日から同年7月8日まで一般の縦覧に供する。

平成20年6月17日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 高木孝征

- 1 道路の種類 県道（一般県道）
- 2 路線名 石田東志度線（141号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市寒川町石田東字東山王甲110番 4地先から さぬき市寒川町石田西字山王64番1地先 まで	11.5~12.8	92	平成14年香川県告示第667号で変更 した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成20年6月17日